

令和 8 年度「東京都環境影響評価審議会」第 1 回総会 議事録

■日時 令和 8 年 4 月 30 日（木曜日）午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、山下第一部会長、宗方第二部会長、愛知委員、飯泉委員、尾崎委員、
玄委員、高橋委員、袖野委員、羽染委員、速水委員、廣江委員、水本委員、森川委員、
保高委員、山口委員、横田委員、渡部委員、渡邊委員

■議事内容

受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告（４月）

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	（仮称）府中朝日町商業施設計画	令和８年３月２４日
	世田谷清掃工場建替事業	令和８年３月２７日
	（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト	令和８年４月９日
2 事 後 調 査 報 告 書	勝どき東地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その２）	令和８年２月２７日
	妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業（工事の施行中その２）	令和８年３月１９日
	（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業（工事の施行中その５）	令和８年３月２６日
	西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線（東村山駅付近）連続立体交差事業（工事の施行中その２）	令和８年３月２６日
3 変 更 届	（仮称）品川駅北周辺地区１街区、２街区、３街区、４街区開発事業	令和８年３月６日
	多摩都市計画道路３・１・６号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業	令和８年３月１２日
	（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画	令和８年３月１３日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
3 変 更 届	東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）	令和8年3月13日
	府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路3・3・2号東京八王子線（府中市西原町二丁目～国立市谷保間）建設事業	令和8年3月18日
	（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト	令和8年3月25日
	北清掃工場建替事業	令和8年3月25日
4 着 工 届 （事後調査計画書）	（仮称）府中朝日町商業施設計画	令和8年4月9日
5 完 了 届	（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業	令和8年4月3日

令和 8 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第 1 回総会
速 記 録

令和 8 年 4 月 3 0 日
対面及びオンライン併用

(午後 1 時30分 開会)

○西原アセスメント担当課長 定刻になりました。本日は東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。

本日の進行はアセスメント担当課長の西原が務めさせていただきます。4月1日付で藤間の後任として着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。
現在、委員21名のうち、16¹名の委員の皆様に御出席をいただいております、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。それでは、会長、よろしくお願いいたします。
○片谷会長 審議会の会長を務めさせていただきます片谷でございます。

それでは、議事に入ります前に、まず傍聴人の皆様を入室させてください。よろしくお願いいたします。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

(傍聴人 入室)

○西原アセスメント担当課長 傍聴人の方、入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせいたします。本日の審議会の資料については、画面に投影いたしますので、適宜御確認ください。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○片谷会長 それでは、ただいまから令和8年度東京都環境影響評価審議会第1回総会を開催いたします。

本日の会議でございますが、次第に記載がございますように、受理報告を受けることといたしております。

それでは、次第1の受理報告につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○西原アセスメント担当課長 それでは、受理報告について御報告いたします。資料については、4ページ資料1を御覧ください。

4月の受理報告ですが、環境影響評価書3件、事後調査報告書4件、変更届7件、着工届事後調査計画書1件、完了届1件を受理しております。

¹ 途中3名が出席し19名となった

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

3 件の環境影響評価書について説明いたします。それでは、資料の 6 ページ、「(仮称) 府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

(仮称) 府中朝日町商業施設計画につきましては、令和 8 年 3 月 24 日に環境影響評価書を受理しましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は、令和 7 年 6 月 30 日の第 4 回総会で諮問され、令和 8 年 1 月 30 日の第 11 回総会において、知事に答申されております。

当資料は、評価書案審査意見書と評価書との関連について提示いたします。評価書の追記ページは後ほど御確認ください。

騒音・振動の意見として、計画地周辺の道路交通騒音は休日夜間の環境基準を上回る地点があり、また、関連車両の通行により交通量が増加することで、休日昼間の環境基準を上回る地点が生じることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。との内容となっています。

これに対する評価書の記載内容ですが、自動車動線計画及び発生集中交通量に交通量の総量抑制対策及び交通渋滞の対策を追記した、とのことでした。

その他の環境影響評価書案からの修正内容につきましては、381 ページの 10 章、評価書案の修正の経過及びその内容に記載されております。

続きまして、資料の 7 ページ、「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

世田谷清掃工場建替事業につきましては、令和 8 年 3 月 27 日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は、令和 6 年 10 月 21 日の第 7 回総会で諮問され、令和 8 年 1 月 30 日の第 11 回総会において知事に答申されております。

当資料は、評価書案審査意見書と評価書との関連について提示しております。評価書の追記ページは後ほど御確認ください。

大気汚染の意見として、排ガス漏洩建物内のダイオキシン類汚染が懸念されることから、ダイオキシン類を含むばい塵等の除去方法について、周辺住民への説明を十分に行うとともに、飛散防止措置の徹底を図ること。との内容となっております。

これに対する評価書の記載内容は、既存建物等解体の工事概要に粉塵の飛散の抑えられる

仮設、養生、工法等を採用することを追記した、とのことになります。

その他の環境影響評価書案からの修正内容につきましては、463 ページの 10 章、評価書案の修正の経過及びその内容に記載されております。

続きまして、資料 8 ページの「(仮称) グロープライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

(仮称) グロープライドみらいフィールドプロジェクトにつきましては、令和 8 年 4 月 9 日に環境影響評価書を受理しましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は、令和 7 年 5 月 30 日の第 3 回総会で諮問され、令和 7 年 11 月 26 日の第 9 回総会において知事に答申されております。当資料は、評価書案審査意見書と評価書との関連について提示しております。評価書の追記ページは後ほど御確認ください。

まず、騒音・振動の意見として、工事完了後の予測では規制基準を下回っているが、24 時間稼働で夜間を含め騒音・振動が懸念されている。計画地に近接して住宅地が存在することから、必要に応じてさらなる環境保全措置を検討するとともに、周辺住民への十分な周知説明を行うこと。との内容となっております。

これに対する評価書の記載内容は、周辺への環境影響低減の措置として、工事の施行中及び完了後において、本事業による影響に関する相談窓口を設置する。また、定期的なモニタリングにより状況把握を行う。とのことでした。

また、景観の意見として、計画地に近接して住宅が存在しており、新工場棟及び水槽試験室の建設に伴う景観への影響が懸念されることから、建築物の配置や高さ、屋根の形状、敷地境界付近の植栽等について、環境影響に配慮したものとなるよう検討し、影響の低減に努めること。との内容となっております。

これに対する評価書の記載内容は、水槽試験室は建物高さを低減、屋根を含む建物形状を変更し、敷地境界から離隔することにより、建物のボリューム感を低減し、周辺住宅等に配慮した。また、緑化計画に敷地境界付近に植栽帯を設ける旨を追記し、景観の環境保全の措置にも追記した、とのことでした。

その他の環境影響評価書案からの修正内容につきましては、369 ページからの 10 章、評価書案の修正の経過及びその内容に記載されております。

環境影響評価書についての報告は以上となります。

○片谷会長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、4 月の受理報告にございます「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開

発事業 事後調査報告書（その５）」について、でございます。

本日は事業者に御出席いただきまして、事後調査報告書の説明をしていただくことになっておりますので、事業者の皆様の入室を御案内してください。

（事業者 入室）

○片谷会長 事業者の皆様はお揃いでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の進め方につきまして、事務局から説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○西原アセスメント担当課長 本事業については、評価書案に対する答申において、「審議会が事業者の保全措置に継続して関与していくこと」が盛り込まれており、丁寧な説明が必要であるとされております。本日は事業者に出席していただき、事後調査報告書の内容について御説明いたします。

続いて、本日の進め方ですが、まず、事後調査報告書の内容を事業者から説明していただきます。その後、質疑応答とさせていただきます。

○片谷会長 それでは、事務局から今説明がありました手順で進めさせていただきますが、まず、事業者からの説明をお願いいたします。

○事業者 三井不動産でございます。よろしくお願いいたします。

本日は御報告の機会をいただき、誠にありがとうございます。本日の御説明内容は、3月26日に御提出いたしました事後調査報告書（その５）に関するものでございます。

主な内容としては、土壌汚染、廃棄物の調査結果について、既存樹木の本数及び移植樹木の状況について、港区道等のイチョウの移植検討のための調査概要について、4列いちょう並木の2025年活力度調査の結果についてとなります。

本日は、三井不動産、コンサルタントの日建設計、樹木管理の業務を実施しているイビデングリーントックにて御説明させていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、事後調査報告書（工事の施行中その５）の概要について御説明いたします。

今回報告する調査項目といたしましては、土壌汚染、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び大気汚染、騒音・振動の環境保全のための措置になります。

23ページを御覧ください。事後調査報告書23ページになります。

はじめに土壌汚染です。汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌汚染への影響の内容及び程度

についてです。

建国記念文庫及び神宮第二球場、秩父宮ラグビー場の区域において、法、条例に基づく土壌汚染調査を行った結果、基準値の超過は表 1－1、1－2 に示すとおりでした。

汚染が認められた区域について、土壌汚染対策法第 14 条に基づく指定の申請を行い、形質変更時要届出区域に指定されました。このうち、建国記念文庫及び神宮第二球場の区域については、土壌汚染対策工事の実施が完了しており、形質変更時要届出区域の指定が解除されました。

なお、秩父宮ラグビー場の区域については、今後、土壌汚染対策法に基づく届け出を行った上で、土壌汚染対策工事を実施する予定でございます。

25 ページの図 1－1 を御覧ください。建国記念文庫及び神宮第二球場の区域のオレンジ色の区域の部分が、法、条例に基づく土壌汚染調査の結果、鉛による土壌汚染が見つかった区画になります。土壌汚染対策工事の実施は既に完了しております。

続きまして、26 ページの図 1－2 を御覧ください。秩父宮ラグビー場の区域のオレンジ色の区画の部分が、法、条例に基づく土壌汚染調査の結果、鉛による土壌汚染が見つかった区域となります。秩父宮ラグビー場を含む計画地全体の区域につきましては、今後の工事の進捗に応じて、事後調査報告書において適宜報告していく予定でございます。

続きまして、生物・生態系となります。29 ページを御覧ください。

事後調査の結果の予測した事項につきましては、植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度に関する既存樹木の状況、神宮外苑広場、建国記念文庫の樹木の保全状況、いちょう並木の保全状況、4 列いちょう並木の保全状況になります。

また、2.2 の調査時点につきましては、既存樹木の状況は令和 7 年 6 月上旬から令和 8 年 2 月の下旬の期間、建国記念文庫の樹木の保全状況につきましては、令和 6 年 2 月上旬から令和 7 年 12 月下旬の期間、いちょう並木の保全状況 4 列につきましては、令和 6 年 12 月上旬から令和 7 年 12 月下旬の期間とし、そのうち活力度の状況につきましては、令和 7 年 5 月、7 月、10 月としました。

34 ページを御覧ください。34 ページになります表 2－1、既存樹木の本数です。既存樹木の本数につきましては、令和 6 年 9 月の変更届時点においては、存置が 616 本、移植が 193 本、移植検討が 19 本、伐採が 511 本でしたが、変更届以降、枯損等が 16 本増加したことに伴い、存置が 608 本、移植が 193 本、移植検討が 19 本、伐採が 503 本となりました。

なお、評価書時点以降、枯損等が 58 本となり、これらを合計すると 1381 本となります。

このうち、建国記念文庫及び神宮第二球場周辺につきましては、対象樹木 87 本の移植、62 本の伐採作業を実施済みでございます。

36 ページを御覧ください。図 2－2（2）保存、移植、伐採樹木の分布状況です。令和 7 年 12 月末時点の樹木の状況を示してございます。

続きまして、39 ページを御覧ください。図 2－3 神宮外苑広場（建国記念文庫及び神宮第二球場周辺）の移植予定樹木の移植先の計画です。

建国記念文庫及び神宮第二球場周辺の 96 本の移植樹木のうち 90 本につきましては、令和 7 年 6 月末までに、仮移植及び本移植を行い、事後調査報告書の工事の施行中その 4 において報告を行いました。令和 7 年 7 月以降、残りの 6 本につきまして本移植を行うとともに、ラグビー場棟敷地西側に仮移植していた 11 本についても、建国記念文庫のほうに本移植いたしました。

1 ページ戻りまして、38 ページになります。表 2－2、移植樹木のモニタリングの結果です。

移植を実施した樹木の活力度の状況につきましては、移植を行った 96 本の樹木については、令和 7 年 10 月及び 12 月にモニタリングを実施いたしました。樹勢、樹形、枝葉の密度、葉の色の評価については「優」から「やや不良～不良」であり、先端の衰弱、枯損につきましては、「優」から「不良」、大枝の枯損につきましては、「優」から「やや不良」でした。

項目によって、「やや不良」から「やや不良～不良」、もしくは「不良」と評価される樹木もありますが、移植後の根の活着、枝葉の伸長による樹形再生には数年かかるため、このような評価となったと考えられます。

移植した樹木につきましては、現時点で枯損等は生じておらず、灌水の実施や下草との水分競合をなくすため、除草を実施するなど適切な管理を行っております。

続きまして、41 ページを御覧ください。秩父宮ラグビー場の東側の港区道などのイチョウ移植検討のための調査及び措置の概要についてです。

図 2－4、調査対象樹木です。秩父宮ラグビー場東側に存在する港区道などのイチョウ 19 本は、環境影響評価書において移植を検討する樹木として位置づけており、野球場棟の工事着手前までに、野球場棟北側エリアに移植することを検討しております。

事後調査報告書工事の施行中その 3 で報告したとおり、移植を検討するにあたり、令和 7 年 2 月におきまして、イチョウ 2 本、ちょうど図の赤丸の 22 と 15 ですが、に対し、根や土

壤の現状確認、樹木の周囲の一部の根回し、樹勢助長措置を実施するとともに、令和7年3月から令和8年2月において、効果検証のための維持管理継続調査を行いました。

また、令和8年2月におきましては、残りのイチョウの17本に対して樹勢助長措置を実施しております。

42 ページを御覧ください。写真2－3、2－4です。この写真は、令和7年6月と令和7年12月の区道イチョウの先ほどの22番と15番の赤丸のものの発根状況の写真です。

令和7年2月にイチョウ2本の樹木周囲一部の根回し、樹勢助長措置を実施して、令和7年6月及び12月に根回しの一部を掘削して露出面の状況を確認いたしました。

その状況が、写真に示すとおりで、畦シートの内側に約15cm程度充填したバーク堆肥に、新たに根茎伸長が見られるかどうか確認を行った結果、6月時点ではまだ露出面の根茎確認はできなかったものの、12月時点、写真下におきましては15、22のイチョウともに細根の発達が確認できました。

土壌的には、歩道、車道下部の赤土は良好で、根茎の発達も確認されていることなどから、当該2本の調査結果や樹木医の意見などから判断すると、現時点で同様の生育環境にある港区道内の18本のイチョウの移植は可能と考えられ、さらに港区道外の1本を含め、全19本の移植を検討してまいります。

続きまして、45 ページを御覧ください。図2－7、樹勢助長措置の基本範囲図です。

樹勢助長措置についてです。港区道内の先行調査を実施した2本以外の16本については、歩道側の舗装部と碎石部を深さ0.3m内外まで撤去し、良質の土壌と入れ替え、イチョウの根茎にとって良好な土壌環境への改善を図りました。

また、緑地帯のヘデラ類を除去、水分競合の対策を行うとともに、水圧式土壌改良の実施、稲わらマルチングの敷設、灌水設備の設置を行い、乾燥防止及び適切な水分供給を図りました。

明治神宮外苑敷地内の1本につきましては、港区道内の16本と生育環境が異なり、いちょう並木沿道店舗内に植えられており、かつ当該店舗のデッキ内部に根が存在するため、デッキ内に灌水設備を設置し、水分供給による乾燥防止対策を行っております。

続きまして、47 ページを御覧ください。表2－5、4列いちょう並木の活力度調査結果です。48 ページの図2－8、4列いちょう並木の活力度調査結果も並べて、スライドでは表示しております。

令和7年の4列いちょう並木の活力度調査結果につきましては、表中の令和7年5月、7

月、10 月の本数のみを見ますと、活力度 A の本数は減少しているように見えますが、これは令和 7 年度内の季節間の比較によるものでございます。

同じく 47 ページの下を御覧ください。表 2－5（2）～（4）4 列いちょう並木の活力度調査結果、春季、夏季、秋季です。表 2－5（2）～（4）に示す令和 5 年及び令和 6 年の各季節の調査結果と比較いたしますと、令和 7 年は各時期における活力度 A の本数が増加しています。

以上から、4 列いちょう並木の活力度は、過年度比較において改善していると見られます。

続きまして、同じく 47 ページですが、写真の 2－5 です。事後調査報告書工事の施行中その 2 とその 3 で報告したとおり、活力度の低いイチョウに対しましては、イチョウの周囲の灌水、液体肥料の施肥などを実施するとともに、4 列いちょう並木西側 1 列のうち秩父宮ラグビー場東側の港区道より北側の部分ですが、稲わらマルチングによる乾燥防止等の対応、自動灌水装置の設置の樹勢回復措置を、継続実施中でございます。

続きまして、自然との触れ合い活動の場についてです。67 ページを御覧ください。

事後調査の結果、調査した事項につきましては、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度です。また、調査時点は令和 6 年 12 月から令和 7 年 12 月末までの期間でございます。

69 ページを御覧ください。スライド左側が図 3－1、歩行者動線及び広場の状況です。右側が写真 3－1 の交通整理の配置及び迂回路への誘導状況でございます。建国記念文庫及び神宮第二球場周辺につきましては対象樹木の移植、伐採作業を実施するとともに、神宮第二球場の解体工事が終了しております。

新築工事に備えて、ラグビー場と 1 期工事敷地となる歩道、この左側の図の上の青色の部分の閉鎖を行っておりますが、交通整理員を配置するとともに、迂回路への誘導を行い、歩行者の通行に支障がないよう配慮しております。

続きまして 70、71 ページです。図 3－2、自然との触れ合い活動の場の調査地点、写真 3－2、計画地及び周辺の自然との触れ合い活動の場の状況でございます。

建国記念文庫以外の場、触れ合い活動の場の 4 地点、神宮外苑いちょう並木などにつきましては、周辺の緑地や広場について改変が行われておりません。上記以外の場所の歩道の閉鎖を行っておりません。そのため、自然との触れ合い活動の場までの利用経路は確保されていると考えております。

続きまして廃棄物です。75 ページを御覧ください。2. 1 の調査事項でございます。

予測した事項といたしましては、解体工事と建設工事に伴う撤去建築物及び伐採樹木などの排出量、再利用率及び処理、処分の方法となります。

79 ページを御覧ください。表 4－1、建設（解体）廃棄物の排出量です。解体工事に伴う撤去建築物及び伐採樹木などの排出量、再利用率及び処理処分の方法、解体工事などに伴い生じる廃棄物の排出量は、表 4－1 に示すとおりで、令和 6 年 12 月から令和 7 年 12 月末までに発生した建設廃棄物の排出量は、コンクリート塊 8,965 m³、それ以外は 4,460t でした。

廃棄物を分別収集し、再資源化を行いました。このうち、伐採樹木につきましては、チップ化して計画地内に敷きならすほか、計画地外に搬出して燃料チップにするなど、再資源化をしております。

建設廃棄物の再資源化率は、アスベストを除いて 100%となっております。

82 ページを御覧ください。表 4－2（2）廃棄物に係る環境保全のための実施状況です。1 段目の実施状況になりますが、伐採樹木につきましては、再資源化処理施設へ搬出し、チップ化し、一部を計画敷地内に戻して敷きならすなど利活用を行うほか、燃料チップとして適切に処理することで再資源化を行っております。

実施状況の上から 2 段目です。伐採した樹木につきましては、工事エリアの内外で一時的にストックした上で、再資源化処理施設に搬出を行っております。

続きまして 83 ページを御覧ください。表 4－3、予測結果と事後調査結果との比較です。

解体工事に伴い生じる廃棄物の発生量、建設廃棄物の排出量の予測結果と事後調査結果との比較は、御覧の表 4－3 に示すとおりです。

令和 7 年 12 月末時点では、神宮第二球場の解体工事が終了した段階で、全ての工区の解体工事が終了した時点での予測結果との比較を行いますが、参考までに、現時点で比較しますと、建設廃棄物の総発生量は予測結果のコンクリート塊 150,560 m³、それ以外が 38,230t に対して、事後調査結果が、コンクリート塊 18,150 m³、それ以外が 340t となっており、事後調査結果が予測結果を下回っております。

また、解体工事に伴い、アスベストが発生いたしました。アスベストにつきましては、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」などに基づいて撤去し、適切に処分を行いました。

次に、大気汚染に関する環境保全措置です。86 ページを御覧ください。表 5－1、大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況（建設機械）です。

工事区域のラグビー場と1期工事敷地の敷地境界につきましては、高さ3mの仮囲いを設置して、周辺への大気汚染の影響の低減に努めました。

また、第3次基準値及び特定特殊自動車排出ガス規制などに関する法律、オフロード法に適合した建設機械を使用いたしました。

続きまして、騒音・振動に関する環境保全措置についてです。90ページを御覧ください。

表6-1、6-2、騒音・振動に係る環境保全のための措置のための実施状況、建設機械と工事用車両についてです。建設機械につきましては、工事区域のラグビー場と1期工事敷地の敷地境界には高さ3mの仮囲いを設置しました。周辺への騒音の影響の低減に努めております。

また、建設機械の稼働にあたりましては、工事期間を通して、超低騒音型の建設機械を使用いたしました。工事用車両につきましては、走行ルートを限定するとともに、安全走行について指導を行い、騒音及び振動の低減に努める等の措置を実施いたしました。

以上でございます。事後調査報告書工事の施行中その5の概要説明を終わります。ありがとうございました。

○片谷会長 ありがとうございました。

それでは、事業者さんから今御説明いただきましたので、御説明いただいた事後調査報告書の内容について質疑応答を行うこととさせていただきたいと存じます。

アセスメントの委員の皆様は、御質問や御意見等の御発言をお願いいたします。御発言のある方は、挙手をしていただきまして、お名前をおっしゃっていただいた上で御発言ください。

先に手を挙げられた保高委員、お願いします。

○保高委員 保高と申します。どうぞよろしくお願い致します。御説明ありがとうございました。土壌汚染を第二部会で担当しております。

土壌汚染に関して、鉛の基準値を超えて確認されたけれども、適切に対処されている、もしくは、今後されていくということで、法令に則ってやられているかと思います。

鉛に関しては、御存じのとおり、昔のガソリンの鉛であるとか、有鉛ガスに入っている等で、一般的にこれぐらい濃度が出るものかと思っておりますので、そういった昔の要因の原因かなと考えられますので、今後もあるようなことがありましたら、しっかり対処をよろしくお願い致します。

○片谷会長 事業者さんから何か応答されるコメントがありましたらお願いいたします。

○事業者　今回、鉛が数か所から検出されたということで、ラグビー場についても検出されたわけですが、記載のとおり、今後法令に則り対策していきますので、その旨もきちんと報告していきますので、よろしくお願いいたします。

○片谷会長　保高委員はよろしいですか、今の御回答で。

ありがとうございます。

では、続きまして、挙手をされている委員に御発言をお願いします。まず、横田委員、お願いします。

○横田委員　御報告いただきましてありがとうございました。第一部会で生態系を担当しています横田と申します。

樹木関連で、二、三お伺いしたいと思います。

1 つは、建国記念文庫のところの移植がだいぶ進みまして、本移植で絵画館前のほうに移された木と、新たに建国記念文庫のほうに持ってこられた木が、入れ替わっていると思いますが、樹種の構成が変わることで、林相といいますか、少し暗い、陰樹が増えるのかなとも思いました。

そういったものが、道路沿いに植栽されていらっしゃると思うのですが、今後、樹幹の形成ということを考えたときに、そういった陰樹の影響みたいなものが、例えば暗くなり過ぎるとかいったようなことが起きないのかなというところが、少し気になりましたので、今のところの状況でお伺いできればと思いました。

もう一つは、4 列いちょう並木の活力度調査で、樹勢回復の効果が出ているということで、大変良い結果だと思いましたが、樹勢の活力度の 48 ページの図 2－8 ですか、10 月末時点で、道路側の樹勢の活力度のほうがどうしても全体的に B 寄りであるというような状況ですよ。

こちらの活力度に対して、どういった樹勢の維持回復の考え方でいらっしゃるかと、ここを、少しお伺いできればと思いました。

あと、ラグビー場の東側の並木の活力度に関しても、A、B ということですが、デンドロメーターで生育が確認できている種と、そうでもない種というようなふうに分かれて、そうでもない種の成長が助長されない理由みたいなものが、もし考察されているところがありましたら、お伺いできればと思ったところです。

以上 3 点ほどお伺いできればと思います。

○片谷会長　では、御回答をお願いいたします。

○事業者 イビデングリーンテックと申します。

先ほど3点御質問いただいたと思いますが、まず1点目のところです。樹木を移植して、入れ替わって暗くなり過ぎる部分の懸念に関してですが、今移植した樹木に関しては、枝葉のボリューム感もまだ少ないので、特に影となる部分は少なくなってくるかと思います。

ただ、これから、かなりボリュームが出てくると、移植した樹木に関しても剪定等を行って、しっかりと樹木に対して日光が当たるように調整できればよろしいのかなと考えております。

2番目の東京都の道路側の樹木についてですが、この部分に関しましては、昨年から東京都側の西側のイチョウに関して、少し葉っぱが黄色味を帯びるようになってきました。

ですので、まだ1年目ですので、今年も引き続き樹木の状態を見ながら、もし昨年よりも状況が悪くなるようでしたら、今回のいちょう並木の西側のような土壌改良であったりとかというものを検討する必要もあるのかなと考えている次第です。

最後、3番目の港区道の成長の件で、デンドロメーターを付けている樹木に関してですが、右肩上がりで成長を見せている樹木もあるのですが、1本、No.22の港区道の北側の樹木ですが、処置を行った樹木に関してはまだ横ばいの状態です。

こちらに関してもまだ1年目の状況になってきますので、もう1年しっかりと、今年も樹勢の助長措置を行いましたので、状況を見て判断をしていきたいと考えている次第でございます。

○横田委員 ありがとうございます。

まだ1年目ですし、移植でかなり樹幹を落としたあとですので、移植に関しては、おっしゃるとおり、恐らく成長した後の管理の課題などが出てこないような、事前の配慮があればと思いますので、今の段階は様子を見ていくようなところかと思っています。

イチョウですが、道路側で、樹勢の回復措置というのがどの程度、歩道側のようにできるものなのか、そのあたりの見通しというのですか、植え柵の範囲が非常に限られているように思いますので、その見通しというのはいかがでしょうか。

○事業者 そのところに関しましては、具体的にまだ案は出ていないのですが、もしやるのであれば、緑地域の改善であったりとか、なるべく根っこを痛めないような措置として、西側と同じように、水圧式の土壌改良等でどこまでできるかまだ分かりませんが、そういった作業になってくるのかなとは考えております。

○横田委員 なるほど。どうしても構造上限界があるというところで、そのような措置にな

らざるを得ないのかと思いますが、このラグビー場の東側の区道のところの樹勢回復は、そういった限られた植え柵の中での措置に近いのかなと見えますので、これを成功事例にして、道路側に対してもできることを検討していけるといいのかなとは思いました。

この葉緑素計はどのように活用されているのでしょうか。樹勢の診断において何か得られる知見はありますでしょうか。

○事業者 こちらの葉緑素に関しても、昨年1年間、年2回ですが、測っただけですので、これから、また引き続きデータの蓄積を行っていききたいなとは考えております。

葉緑素というのが、葉っぱの濃さによって樹勢の状況等が見えてきますので、しっかりと濃い緑の状況を測れるように、今後も年2回程度ですが、確認をしていきたいと考えております。

○横田委員 もう少し長期的に見ていく必要があるということで、引き続き、丁寧に継続をお願いできればと思いました。

ありがとうございました。

○片谷会長 ありがとうございます。

事務局から渡邊委員に御発言いただきたいというチャットが入っているので、お願いします。

○渡邊委員 はい、分かりました。

渡邊と申します。よろしくお願いいたします。御説明ありがとうございました。

細かいことですが、34ページの表2-1のところで、移植伐採済みの87本というのは、1,381本の中に含まれているかどうか、分かりにくかったので、総数は1,381本なのか、それとも1,381プラス149本なのかというところを教えてくださいませんか。

○事業者 これは、1,381本にこの87本、伐採の62本、計149本が含まれております。

○渡邊委員 分かりました。そうしたら、149本がプラスじゃないように明示していただいた方がいいかとは思いました。

今の表でも、事後調査結果の中に伐採済みというのが括りで入っているので、149本は中に含まれているのかなとも思うのですが、そうじゃないのかなとも一瞬見えるので、この注と同じような注を入れていただければ、より分かりやすいかと思いました。

そうすると、もう193本のうちの87本は移植が終わったという理解でよろしいですね。

○事業者 はい、そのとおりでございます。

○渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

○片谷会長 では、玄委員、お願いします。

○玄委員 私は、第一部会で、日影や風環境、景観を担当しております玄と申します。

資料の 38 ページか 39 ページを見せていただけるとありがたいのですが、「やや不良」というところに当たっている樹木が、半分ぐらいを占めているように思っています。

今後これらについてどういう対策で良くなるようにするか。結構「やや不良」になっている本数を見ると、51 本というふうに半分以上かなと思われるのですね。

なので、こちらについて今後どういう対策をとるか、もしかしたら、そちらについて何か計画がありましたら教えていただけないでしょうか。

○事業者 イビデングリーンテックと申します。

こちらの移植樹木のモニタリングの結果についてですが、今の移植樹木に関しては、かなりの大径木が多い中で、移植した際、場外に移植したのですが、そうしますと、かなり樹木を剪定して移植しています。

まず、その剪定した姿からのこのモニタリングとなりますので、どうしても枝葉の量が少なかったりとかというところがありまして、最初は、ここのモニタリングの評価がどうしても低くなっているというのがあります。

そこから 1 年、これから 2 年目と年数が経ってきますが、そうしますと枝葉の数とかもしっかり伸びてくることが想定されますので、徐々に自分の活力で樹勢がよくなってくることを、こちらとしては期待しております。

また、移植した際、稲わらでのマルチングで、乾燥防止であつたりとか、樹温の調整を行いまして、灌水設備等を設けておりますので、乾燥防止であつたり、水不足というのを起こさないように、こちらは配慮しております。

さらに、年 2 回、こちらモニタリングですが、行っておりますので、都度変化がありましたら、こちら事業者様に提案して、「こういう作業をしたほうがいいですよ」というように、適宜提案ができればと考えている次第です。

○玄委員 分かりました。ありがとうございます。

半分以上「やや不良」があつたので、非常に心配だったのですが、今後の対策で、無事に成長できるようにケアしていくという話で、少し安心しました。

ありがとうございます。私からは以上です。

○片谷会長 玄委員、ありがとうございました。

では、羽染委員、お願いいたします。

○羽染委員 羽染です。遅れて入って申し訳ありませんでした。

既に説明されたのかもしれないのですが、受理報告のコメントを事務局から求められたときに、緑化率の記載があったと思うのですが、その緑化率が「条例の基準を満足しています」というコメントが書いてあって、そこを読んだときに、条例の基準を緑化率がクリアしていることは分かったのですが、いわゆる開発前の状況の緑化率というのはどのぐらいだったのでしょうかというのを、事務局に投げたら、事務局のほうで「事業者にお問い合わせます」という返事はいただいたのです。

その説明があったかどうか分らないのですが、もし満足してないのであれば、前の緑化率よりも下回っているのであれば、例えば、建物等を建てるので、壁面緑化とか屋上緑化とかいうものを考えていらっしゃるのかどうかというようなところを質問しました。

回答が既にあったのであれば、ごめんなさい。

○片谷会長 せっかくですので、ここで御回答いただけますか。

○事業者 はい。従前の緑化率をここで今回示しておりません。

あくまでも「計画後の緑化率が基準をクリアしています」ということですが、確か令和5年に提出した評価書の中には、生物・生態系の中で、現況の緑化率というのを面積とともに示していると思います。

あれは、一応調査予測結果ということで、評価書の中に示しているのも、ちょっと硬い話を言いますが、今回の事後調査報告書で示しているのは、事業概要のところで示しているのです。私も、どうしようかと思っていたのですが、事業概要のところに調査予測結果を書くのはちょっと適切ではないのかなと思って書いておりません。

ただ、今後どういうふうに、恐らく「分かりにくいじゃないか」というような指摘だと思いますので、どう示していくかというのは考えさせてください。

繰返して言いますと、評価書のほうで、従前の、着工前の緑化率をきちんと示しております。

○羽染委員 私、この委員会にも途中から入ったものですから、事前のデータを持ち合わせていなかったものですから、お問い合わせしたという次第です。今後何らかの機会で、その辺の考え方を示していただければ幸いです。

○片谷会長 今の御質問の件は、事務局にはもう届いているのですか。

○西原アセスメント担当課長 事務局には御助言としていただいております。今後、事業者さんに、内容としてはお伝えして、書けるか書けないか等も含めて御検討いただくという

形で回答させていただいておりました。

また、委員のほうには、「評価書にこの記載がありますよ」といった御案内も、メールで回答させていただいたところでございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

では、やり取りが往復したということのようですので、今日はこれでよろしいですか。

○西原アセスメント担当課長 はい。こういう記載に関しましては、我々の事務局と事業者さんのほうで御相談させていただきます。

○片谷会長 お願いします。

まだ御発言のない方で、御発言がある方、水本委員、お願いします。

○水本委員 史跡・文化財担当の水本です。先ほどは御説明ありがとうございました。

非常に丁寧な報告書になっておられるのですが、逆に、細かいところの情報、データがたくさんありますので、総括的におまとめいただきたいところがあります。

特に、104 ページ以降に、たくさん樹木の細かな観察が載っているのですが、これを見ますと、例えば、「やや不良」とかいったところで、観察結果が出てしまっているところ、例えば、植物種によって偏りがあるとか、場所によって、この辺は生育が悪いとか、そういったような、

あるいは、移植の時期とかもすごく難しいと思うのですが、移植の時期によっては、この時期じゃなければとか、今後の参考ですとか、これから見守っていく上で、何か参考になるようなデータというのがあれば、教えていただきたいと思うのです。

これは、結構ほかのところでも考えを深めていけるのではないかなというデータだと思いますので、その辺を御教示いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事業者 イビデングリーンテックです。

まず、移植した時期に関してですが、基本的には、常緑樹、落葉樹を適宜に移植しておりますので、時期に関しましては全ての樹木に対して一番いい時期に移植はできているかと思っています。

あとは、樹勢の、今の「やや不良」であったりとか「不良」とかの割合に関してですが、樹種とか環境とかいうより、まず、樹木の規格というのが一番大きいかと思います。

かなり大きい樹木を移植してきたりとか、中木の移植をしたりとかという結果はありますが、どうしても大きい樹木を移植すると、かなり小さくして運搬して、移植したりしてしまいますので、そういったところで、同じ樹種でも同じ規格とかによって評価が分かれてしま

うところが、今回はあるのかと思います。

○水本委員 その運ぶ際に、いろいろすることによって、その樹種を問わずとか。

○事業者 そうです。「樹種どうこう」というよりも、まず規格のところが大きいかと思います。同じケヤキでも、ほぼ剪定しないで運搬できたものと、かなり剪定して運搬したものとは、同じ樹種でもそこで評価の差も出てきてしまいますし、そういったところが、最初は大きかったかと思います。

これからモニタリングしながら、その生育の状況を見守りつつ、データを蓄積できたらとは思っています。

○水本委員 これは大事なデータになるかもしれないので、そのデータを貯めるという言い方はあれですが、そういう意味でも、運び方とかも含めて、トータルで総括できるかと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

○片谷会長 では、続きまして、副会長から意見があるそうですのでお願いします。

○宗方第二部会長 第二部会で、景観などを担当しております宗方と申します。丁寧な御説明をありがとうございました。

素人質問になっちゃうのですが、34 ページの既存樹木の本数の、先ほど話題になったところで、枯損等が変更届のときから 16 本増えているという御説明がありました。

後ろの資料編を、先ほども話に出たように、非常に丁寧に情報を載せていただいたので、興味深く見ていたのですが、201 ページの資料表－1 のところで、令和 5 年の調査のところの所見が載っていて、この 16 本がこの令和 5 年の段階でどうだったかという情報も一緒に出ておりました。

こちらを見ますと、今回枯損が増えた 16 本のうちのかなりのものは、既に「だいぶ樹勢が劣化した」とかいった情報もあったのだということを確認できた一方で、そうじゃなく、令和 5 年の段階では特にそういう指摘がなかったにもかかわらず、今回枯損になったと、前回の令和 6 年から今回の間にそうなったというふうな情報だと思うのです。

今回の資料ですと、既に伐採とか移植されたものが 87 本ありますが、そことの対応関係は取れてないのですが、私も経験があるのですが、何本か立っている木のうちの一部を切っちゃったりすると、残りのものも劣化するみたいなこともあろうかと思うのです。

今回のこの令和 5 年の段階では、特に傾向が見られなかったにもかかわらず、今回枯損したというのは、自然にそういうものがあるのが普通のことなのか、周りとの関係で配慮すべき何か知見が得られるようなものなのかとか、そういったことで何かお考えがあったら教え

てください。

○事業者 御質問いただきまして、ありがとうございます。

今回の枯損樹木の 16 本の原因ですが、我々としては、いずれも病虫害や樹木の老化に伴って生じているものと理解しております。齟齬があればお願いいたします。

○事業者 その認識でおります。

○宗方第二部会長 それは、今回の枯損したものの周囲のものが伐採されたとか、されてないとか、そういったこととは全く独立して、1 年の間に病虫害などが発生したという理解でよろしいですか。

○事業者 はい。おっしゃるとおりです。現時点では、周りにおいて伐採されたこととの因果関係は、我々としては認めていません。

○宗方第二部会長 ありがとうございます。安心しました。

○片谷会長 ありがとうございます。

まだ御発言のない委員から御発言の御希望があれば承りますが、いかがでしょうか。

廣江委員、失礼しました。

○廣江委員 第二部会で騒音・振動を担当しています廣江と申します。

私も専門外のことで今伺いたいのですが、因果関係というお話が今ありましたが、因果関係の上で縦断調査が一番重要であるというのは、もう御存じのとおりだと思います。

先ほど、横田委員からも御指摘もありましたし、水本委員から資料編のほうでお尋ねがありましたが、本数を年度ごとに総括して、「何本ずつ A があった」「B があった」という見方のほかに、後ろの表では、樹木ごとに「B から A に」「A から B に」、B、C、D がずっと連続するなど、個体差が見られるという重要なデータが取られています。

この因果関係が、これからこの中からもし何かの問題が生じたとすれば、これが非常に重要なデータになるのは、人の健康影響を考えても同じことが言えますので、重要だと思います。

私のほうから確認させていただきたいのは、今後このデータをどのように活用されていくのか。以前、「これは非常に重要なデータで、この審議会でもぜひこれを他のところでも使わせていただきたい、あるいは使えていけたらな」ということで、「いろいろとこういうデータを蓄積、公開、あるいは情報提供していただきたい」というようなお話があったと、私は記憶しておりますので、その辺の今のお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

○事業者 御意見を頂戴しました。ありがとうございます。

我々事業者として、今後とも適切に樹木のモニタリングは続けてまいります。その上で、この場で御報告させていただくとともに、必要と思われる処置については、きちんと樹木に対して行っていくという考えであります。

○廣江委員 今の時点でなくても結構ですが、今後いろいろなことを考える上で、重要なデータではありますが、当然事業者がお持ちになるべきデータでもございます。

「これを公表してくれ」という強制はできませんが、何かしら活用させていただいたり、公表していただけるとありがたいのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○事業者 今公表というのは、例えば、この後ろに載っている、このA, B, C, D評価で、いちよう並木のデータがございますが、こういったものということでしょうか。

○廣江委員 先ほど水本委員からもありましたような、いろんなことが起こっている、こういうことをきちっと精査して調べられているというデータは、なかなか世の中に公表というか、存在はしないわけです。

最近多いですね。樹木を伐採するとなると、非常に反対意見が多くなっているところも考えますと、こういうデータできちっと、「こうすれば、ちゃんと移植はできたんだよ」と示す上でも、こういうのは単にこの場限りのデータではなくて、いろんなところで公表、「公表」ばかり言ったら「出せ」と言っているみたいな感じなので申し訳ないですが、活用していただけないかどうかという、そのお考えです。

○事業者 まず、データそのものにつきましては、今回のこのデータは、今までもそうですが、この活力度調査の結果及び今回のモニタリングの結果もそうですが、全て公表をいたしますので、それは問題ないかと思います。

新しいデータにつきましても、今後出てくる事後調査報告書、まだ何回も続きますが、そこに添付して、その内容は公表していきますので、よろしくお願いいたします。

○廣江委員 ありがとうございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

恐らくこの調査は今回で終わりということでもないでしょうから、今後もいろいろな情報が加わってくると期待する部分も多々ございます。

ということなので、ぜひ今後もこの環境保全につながるような調査等の措置を、前向きにと言いますか、進めていただきたいというのが、ここでの議論の結論になろうかと思いますので、調査結果等をぜひ精力的に発表していただくようお願いいたします。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 今の廣江委員の御意見を伺って、まさにコメントさせていただきたいと思ったのは、リストが非常に充実してきておりますし、移植がかなり複雑な経緯をたどって、樹木の測定をだんだんしにくくなってくると思うのです。

海外ですと、樹木にタグを付けるという考え方がむしろ主流で、タグで管理履歴を管理するとか、あるいは住民の方に管理への参加を促すみたいな、そういった活動につながられているケースが多いのです。

ですので、リストもいいのですが、リストは評価の一覧というような形かと思うのですが、啓発的な意味で言うと、一つ一つの樹木に対するナンバリングを、何らかの形でカード型のデータベースにして、QRコードでもいいのですが、そういったコード付けができて、こういった履歴を追っているとか、あるいは、樹高とか枝張りの変化の情報がそこで見られるとか、あるいは、開花など、旬な情報も将来的にはそういった緑を楽しむ側もアクセスできるようなデータになるとか、そういった形で、ポジティブな活用も見据えたデータベースの作り方というのですか、それを検討いただけるといいのではないかと思ったのです。

現在、リストではない、毎木の形でのデータというのは蓄積されていらっしゃるのかなというところをお伺いできればと思ったのですが、「整理し直せばできますよ」という話かもしれませんが、1本1本で管理されているのか、リストをベースにされているのか、そのあたりをお伺いできればと思いましたが、いかがでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。

まず、各樹木、1,381本につきましては、ナンバリングをしまして、現地で番号を振って、管理をしている状況でございます。

リスト上、管理をしている、整理をしているという状況でございますが、イメージが私もよく分からないのですが、1本1本ごとに情報を集約しているというところまでは、まだ整理ができていない状況です。

整理できているものとできていないものがある状況ですので、そこについてはどういうふうに整理していくのか、またどういうふうに示していくのかというのは、検討させていただきたいと思います。

この場では「どうする」ということは回答できないと思います。

○横田委員 表のままで推移していくと、情報がどんどん表のほうにストックされていくので、単木を追いつけられなくなってくると思うのですよね。

ですので、表ではなくて、1本1本が1枚1枚のシートになるようなタイプにも分割できるような情報管理ができていると、例えば、後に、樹名板をつけるときにも活用できるかもしれませんし、何かしらの整備の段階での活用の方法が見えてくるのではないかと思います。

もちろん、情報としてフィルターをかけることはあるかと思いますが、1つのデータの様式として、1本単位の追跡ができるような形を維持するというのは、非常に後に有益になるのではないかと思いますので、検討いただければと思います。

コメントです、ありがとうございました。

○事業者 貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

いただいた御意見につきましては、事業者側の実行可能性という問題もございますので、慎重に検討していきたいと思います。

○横田委員 ありがとうございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

この会議にお集まりの方々は、おそらく今後のまた新たな情報が出てくることを期待している立場の方が多いのではないかと思いますので、ぜひそういう方向で動いていただけるように期待するものでございます。

新たな情報が出ました場合には、先ほど「公開」という言葉がだいぶ使われましたが、情報はやはり広く使えるほうが、サイエンスの世界では喜ばしいことでもありますので、公表できるものは公表していただくということで、ぜひお願いしたいと思います。

今回の調査を通じて新たな情報がだいぶ今増えているのではないかと思いますので、そういう方向で、まだこのあとも継続していただけることを期待しておりますということを、今日、この会の会長として申し上げておきたいと思います。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 大気汚染を担当しています森川です。

大気汚染とは関係なくて、今話題になったこのすばらしいデータについて、お願いがあります。

例えば、104 ページからずっと1枚ずつのシートになっているのですが、この写真の、5月28日とか5月9日とかあるのですが、年の情報をぜひ入れていただきたいと思います。

というのは、何年か継続して見ていく場合に、「いつの5月だったかな」とかいう情報がないと、後々困ってしまうかなというのがあります。

あと、この104ページのモニタリング表は、2025年10月24日に撮られていますが、移植

日が 2025 年 11 月ということで、これはこれでよかったのでしょうか。この写真を撮ったあとで移植されたのですか。

ほかのところ、ずっと後ろのほうを見ていくと、移植日が 2024 年とか、あるいは同じ年でも写真を撮ったというか、この表の日付よりも前になっているので、これでよかったですかね。

○事業者 イビデングリーンテックです。

その日付の部分に関しましては、私のほうでも一度確認してみます。ありがとうございます。

○森川委員 私どもも、大気のモニタリングとかもずっとやっていくと、その記載した日付を書くのですが、年を忘れてしまうと、あとで見たときに分からなくなってしまうたりするので、ぜひお願いしたいと思います。

○片谷会長 今日の時点ですぐ御回答いただくのは難しそうな質問ですので、確認ができてから、またどこかで、次のタイミングで御回答いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

森川委員、それでよろしいですね。

○森川委員 大丈夫です。間違いがあるかどうかということだけですので。

○片谷会長 ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

予定の時間を少し過ぎてしまったようですが、大体話はこれくらいで、満たしたという理解でよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、今日質疑をいただいた範囲はひととおり回答もしていただけたと思いますので、これをもちまして、今日の審議はここまでとさせていただきたいと思います。

ただ、先ほどからも何人かの方がおっしゃいましたように、貴重な情報がたくさん提示されているということは、十分当てはまることだと思いますので、今後もこの調査が継続されることで、貴重な情報が増えていくことを期待しているということを申し上げて、本日の審議は以上とさせていただきたいと思います。

事務局で何か補足されることはありますか。

○西原アセスメント担当課長 こちらから特にございません。

○片谷会長 ありがとうございます。

では、事業者の皆様方、御多忙の中、長時間にわたって御出席くださいましてありがとう

ございました。今後ともぜひよろしくお願いいたします。

先ほど少し申し上げましたが、こういう調査がたくさん進むことが、いろいろな面でサイエンスとしての発展につながりますので、これからも、鋭意、こういう調査や情報提供を、先ほどから「公開」という言葉も使われているのですが、そういうことを積極的に進めていただきたいということを、この会議として申し上げまして、締めとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

事業者の皆様、御退席くださって結構です。ありがとうございました。

(事業者 退室)

○西原アセスメント担当課長 受理報告を続けます。3月の受理報告に関しましては、助言事項に対する事業者の回答は特にございません。

また、4月の受理報告に関わる助言事項についても、特にございませんでした。

以上でございます。

○片谷会長 ありがとうございます。

それでは、受理報告は終了したということで、この審議会の審議として、何か御発言のある方がいらっしゃれば承りますので、御発言のある方はお願いします。

(なし)

よろしいでしょうか。

では、特に挙手をされている委員はいらっしゃらないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。皆様、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

傍聴人の方々は、退室ボタンを押して御退室をお願いいたします。

(傍聴人 退出)

(午後2時50分 閉会)